一一―八―四二　人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則　三〇70　二六〇

一―五―一九　人事院規則一―五（特別職）の一部を改正する人事院規則　三〇特6　一四四

○公正取引委員会

一　公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則　三〇特6　一四四

○国家公安委員会

一　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則　二二　二

二　犯罪捜査規範の一部を改正する規則　二八67　一五

三　国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則　三〇70　二六〇

四　金融商品取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則　三〇70　二六三

五　割賦販売法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則　三〇70　二六七

六　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則　三〇特6　一四九

七　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する規則　三〇特6　一五六

八　警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則　三〇特6　一六〇

九　警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則の一部を改正する規則　三〇特6　一六一

○原子力規制委員会

四　核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則　三〇特6　一六一

五　原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則　二　二

庁令

○海上保安庁

一　海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令　三〇　三

訓令

○法務省

一　検察庁事務章程の一部を改正する訓令　三〇特6　一六三

二　主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令　三〇特6　一六五

告示

○内閣府

四五　平成三十年五月三日から同年五月八日までの間における京都迎賓館の参観の認められる年齢を定める件　二七　二

四六　内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件　三〇特6　一六八

四七　内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件　三〇特6　一六八

四八　内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令本則ただし書及び第二号二の規定に基づき内閣総理大臣の指定する補助金等及び事務を定める件　三〇特6　一六九

四九　公文書等の管理に関する法律施行令第二条第一項第三号の規定に基づき、独立行政法人等の施設であって、公文書等の管理に関する法律第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより同法第二条第三項第一号に掲げる施設に類する機能を有するものを指定する件の一部を改正する件　三〇特6　一七一

五〇　公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件　三〇特6　一七一

五一　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件　三〇特6　一七三

五二　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件　三〇特6　一七五

五三　原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する件　三〇特6　一七六

五四　沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件の一部を改正する件　三〇特6　一七八

五五　道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十九条第三項の規定に基づく沖縄総合事務局の内部組織を定める告示　三〇特6　一七八

五六　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示　三〇特6　一七八

五七　特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特定利用地域型保育、特別保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示　三〇特6　一八四

五八　子ども・子育て支援法施行令附則第二十条の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準　三一特7　八五三

五九　租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十三項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件等を定める件の一部を改正する件　三一特7　八五三